

豊中市基幹的職員研修事業実施要綱

(目的)

第1条 社会的養護を必要とするこどもの数が増加し、虐待等こどもの抱える背景の多様化が指摘されている中、社会的養護におけるこども及びその家庭への支援の質を確保するため、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。このため、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市とする。なお、豊中市は、当該事業を適切に実施することができると思えた者に委託して実施することができる。

(受講対象者)

第3条 基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 豊中市が所管する児童養護施設及び乳児院（以下「対象施設」という。）の職員である者。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

(実施内容)

第4条

(1) 研修の申込み

対象施設の施設長は、第3条に該当する職員に研修を受講させようとするときは、推薦書兼受講申込書（様式1）を豊中市に提出すること。

(2) 研修の方法及び内容

- ① 講義及び事例を用いた演習により行う。

児童福祉に係る基礎的知識は、すでに習得していることを前提とした内容とする。また、演習は現場での課題などを中心に構成し、実践において活用が期待できるテーマを設定する。

② 前期と後期に分けて研修を行う（各2日程度）。

前期の研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、現場で実践を行い、後期の研修ではその実践における課題を解決するための知識や技能の習得を図るものとする。

③ 講義及び演習は、下記の【研修内容】の通り行う。

基幹的職員は次に掲げるア～ウの業務を行うこととしているため、講義及び実習は、下記【研修内容】の通り行う。

ア 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行う。

イ 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたす。

ウ 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う。

【研修内容】

- ・施設の管理・運営（マネジメント）に関すること
- ・職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること
- ・こどもの権利擁護に関すること
- ・施設における日常的なケアに関すること
- ・施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること
- ・こどもの発達と発達上の問題に関すること
- ・アセスメントに関すること
- ・ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
- ・家族支援やソーシャルワークに関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
- ・その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること

(3) 研修講師

研修講師については、国（国立武蔵野学院）が行う研修指導者養成研修を修了している者、その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。

（修了認定）

第5条

- （1）豊中市は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して修了認定を行い、基幹的職員研修修了者一覧（様式2）に登録し、修了証書（様式3）を交付する。なお、基幹的職員研修の実施を他の機関に委託した場合は、委託先が行う評価に基づいて豊中市が修了認定を行い、修了証書（様式3）を交付する。
- （2）豊中市は、基幹的職員の専門性の維持・向上に努め、必要に応じ、基幹的職員研修の再受講の指示を行う。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

推 薦 書 兼 受 講 申 込 書

施 設 名	
ふりがな 参加者名	
生年月日	年 月 日生
職 歴	(実務経験年数 年)

上記の者を、 年度豊中市基幹的職員研修の参加者として適当であると認め、推薦し申し込みます。

年 月 日

施設名

施設長名

豊中市長 様

※申込み時に得た情報は、研修業務（研修会名簿への掲載、修了証書への記載並びに基幹的職員研修修了者の名簿への記載）以外の目的で利用しません。

様式3

第 号

修了証書

氏 名

生年月日

あなたは豊中市が「基幹的職員
研修事業実施要綱」に基づき実施
する基幹的職員の研修課程を修了
したことを証明します

年 月 日

豊中市長